

## 向日葵のかおり岡崎運営規程

### （事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社 BIG TREE（以下「事業者」という。）が開設する向日葵のかおり岡崎（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、障がい福祉サービスを利用する障がい者（以下「利用者」という。）に対する適切なサービスを提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、次に掲げる援助を適切かつ効果的に行う。なお、実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者等との密接な連携に努めるものとする。

- (1) 指定居宅介護については、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び援助その他の生活全般にわたる援助
- (2) 指定重度訪問介護については、重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する利用者に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

2 事業所は、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年12月23日岡崎市条例第29号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

### （事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 向日葵のかおり岡崎
- (2) 所在地 愛知県岡崎市岩津町二丁目6番4

### （従業員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う

- (2) サービス提供責任者 1名以上（常勤職員）

サービス提供責任者は、居宅介護計画等（提供するサービスが指定重度訪問介護の場合は「重度訪問介護計画」の作成に関する業務のほか、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 従業員 2.5名以上（常勤換算）

従業員は、居宅介護等（事業所の実施する内容に応じて居宅介護、重度訪問介護の提供に当たる。

- (4) 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務処理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供日 日曜日から土曜日までとする。
- (4) サービス提供時間 0時から24時とする。
- (5) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

第6条 事業の主たる対象の障がいの種類は、下記の通りとする。

- (1) 居宅介護 ①身体障がい者 ②難病等
- (2) 重度訪問介護 ①肢体不自由者（身体障がい者） ②難病等対象者

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、岡崎市・安城市とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 事業所は、支給決定を受けた障がい者がサービスの利用の申込みを行ったときは、利用申込者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得る。

2 事業所は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をする。

(指定居宅介護等の内容)

第9条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ア 食事の介護
  - イ 排せつの介護
  - ウ 衣類着脱の介護
  - エ 入浴の介護
  - オ 身体の清拭、洗髪
  - カ 通院介助（(4)として実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。）
  - キ その他必要な身体介護
- (3) 家事援助に関する内容
  - ア 調理
  - イ 衣類の洗濯、補修
  - ウ 住居等の掃除、整理整頓
  - エ 生活必需品の買い物
  - オ 関係機関との連絡
  - カ その他必要な家事
- (4) 重度訪問介護に関する内容  
入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
  - (2)から(5)に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者負担額等の受領)

第 10 条 事業所は、サービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る利用者負担額の支払を受ける。

2 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者等からそのサービスに係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受ける。

3 事業所は、前 2 項の支払を受ける額のほか、利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を提供する場合、それに要した交通費の額は、その実費を利用者等から徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を超える地点から、片道 1 キロメートル毎 55 円 (税込み)

4 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付する。

5 事業所は、第 3 項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得る。

(利用者負担額に係る管理)

第 11 条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障がい福祉サービス及び施設障がい福祉サービス（以下「指定障がい福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障がい福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 43 条の 6 第 1 項に規定する高額障がい福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障がい福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 12 条 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに岡崎市及び当該利用者家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第 13 条 提供した指定居宅介護等に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定居宅介護等に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、法第 11 条第 2 項の規定により岡崎市長が、また、法第 48 条第 1 項の規定により岡崎市長又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は岡崎市長及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岡崎市長及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止）

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

（1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（3）前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束等の禁止）

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定）

第 17 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスを継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年 1 回実施する。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（感染症の予防と蔓延防止）

第 18 条 事業所は、感染症の予防と蔓延防止のため、次の措置を講ずる。

1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を年 1 回定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

2 感染症及びまん延の防止のための指針を整備する。

3 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年 1 回定期的実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第 19 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後 1 カ月以内

（2）継続研修 年 1 回

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。